

○経済産業省告示第四百十二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針（平成二十六年経済産業省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p>二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 機構が講ずべき支援措置</p> <p>(1) (10) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(11) (13) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(14) [略]</p>
改正前	<p>二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 機構が講ずべき支援措置</p> <p>(1) (10) [略]</p> <p>(11) 全国本部は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）その他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。</p> <p>(12) (14) [略]</p> <p>(15) 全国本部は、認定支援機関が事業再生の計画の策定を支援した中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を行う場合にあっては、認定支援機関からの要請に応じ、計画の内容が法第百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものとなるよう必要な助言を行う。</p> <p>(16) [略]</p>

二 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1)～(8) [略]

[削る]

[削る]

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

イ～ハ [略]

ニ 認定支援機関が整備する支援体制

(1)・(2) [略]

(3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数

二 認定支援機関が講ずべき支援措置

(1)～(8) [略]

(9) 認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあつては、全国本部に対し、

当該計画が法第二百一十一条第四項に規定する認定要件に適合するものであるかについて助言を求めることができる。

(10) 認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあつては、経済産業局等の他の

関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

イ～ハ [略]

ニ 認定支援機関が整備する支援体制

(1)・(2) [略]

(3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。</p> <p>(4)～(8) 「略」</p> <p>〔削る〕</p>
	<p>名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局等、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。</p> <p>(4)～(8) 「略」</p> <p>(9) 認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画に係る許可の承継に当たり、必要に応じて、専門家等の活用を中小企業者に促す等の支援を行う。</p>

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する